

県財政の現状

県の自主財源の根幹をなす県税収入は、景気動向により大きく左右されるものでありますが、地方交付税等を含めた一般財源総額の大幅な増が見込めない一方、歳出面では、社会保障関係費等が増加しているため、義務的な経費は増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。

県債については、公共投資の縮減・重点化に努めてきたため、通常県債残高は、平成18年度末の1兆4,288億円をピークに縮減していますが、地方交付税の肩代わりのために発行した臨時財政対策債など国の制度による特例的県債の残高は、令和6年度末の見込みで8,656億円と、県債残高全体の約43%を占める規模に増加しています。

今後の県財政の見通しについては、下表のとおり試算しておりますが、引き続き歳出改革・歳入確保の取り組みを進め、未来に希望の持てる「新しい茨城づくり」を推進します。

財政収支見通し（試算）

（単位：億円）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳 入	県税・地方譲与税等	6,262	6,370	6,430
	地方交付税	1,970	2,060	2,090
	臨時財政対策債	71	-	-
	国庫支出金	1,298	1,300	1,310
	県債(臨時財政対策債を除く)	756	890	890
	その他歳入	2,155	1,720	1,650
	計(A)	12,512	12,340	12,370
歳 出	人件費	3,187	3,040	3,180
	社会保障関係費	1,679	1,720	1,760
	公債費	1,482	1,480	1,520
	投資的経費	1,502	1,510	1,500
	一般行政費	2,828	2,720	2,520
	税交付金等	1,834	1,870	1,890
計(B)	12,512	12,340	12,370	
歳入不足額(A-B)		-	-	-

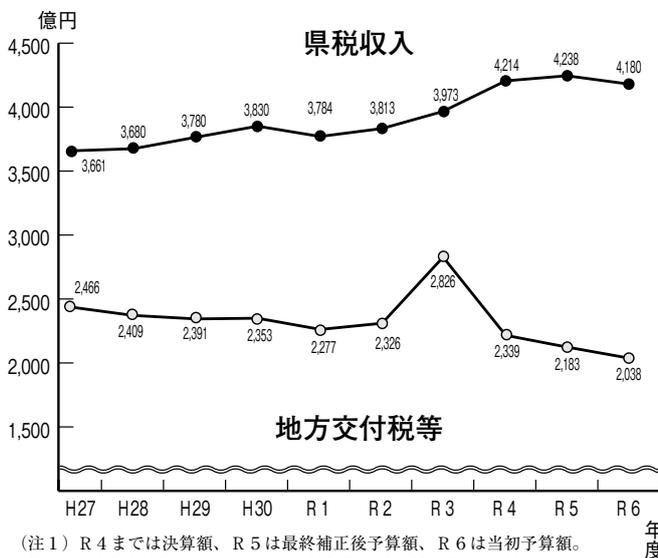
（注1）「県税」は、県税と地方消費税清算金（歳入）の合計額。

県財政の健全化に向けて

県では、教育や福祉・医療の充実、雇用の確保、道路や下水道の整備など、県民生活の向上につながるサービスを安定して提供していくことができるよう、「茨城県総合計画」に基づき、総力をあげて、行財政改革に取り組んでいるところです。

県としましては、今後さらに徹底した改革を進め、財政健全化を図ってまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

県税及び地方交付税等の収入額の推移

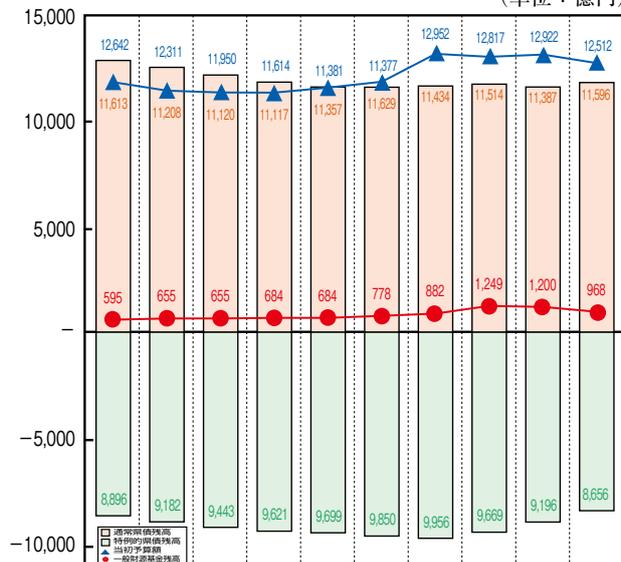


（注1）R4までは決算額、R5は最終補正後予算額、R6は当初予算額。

（注2）「地方交付税等」は、地方交付税と臨時財政対策債の合計額。ただし、震災復興特別交付税を除く。

県債残高、当初予算及び一般財源基金残高の推移

（単位：億円）



（注1）「一般財源基金残高」及び「県債残高」は、R4までは決算額、R5は最終補正後予算額、R6は当初予算時見込額。

2 「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのために発行した臨時財政対策債や、減収補填債などである。

3 「通常県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債などである。

第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～

第4部 「挑戦する県庁」への変革

第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組

II 未来志向の財政運営

政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立

将来世代の受益につながる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造を確立します。

施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立

【幅広い手法による財源の確保】

○内容

法定外税や超過課税等の課税自主権の活用について研究を進めるとともに、滞納の未然防止のための納期内納付の推進や、滞納整理を通じて税の公平・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努めます。

○主な推進方策

- ・ 課税自主権の活用（法定外税、超過課税等）
- ・ 進行管理の徹底による適正な滞納整理
- ・ キャッシュレス化の推進による納税者の利便性の向上等

県税滞納額の推移

(単位：億円)

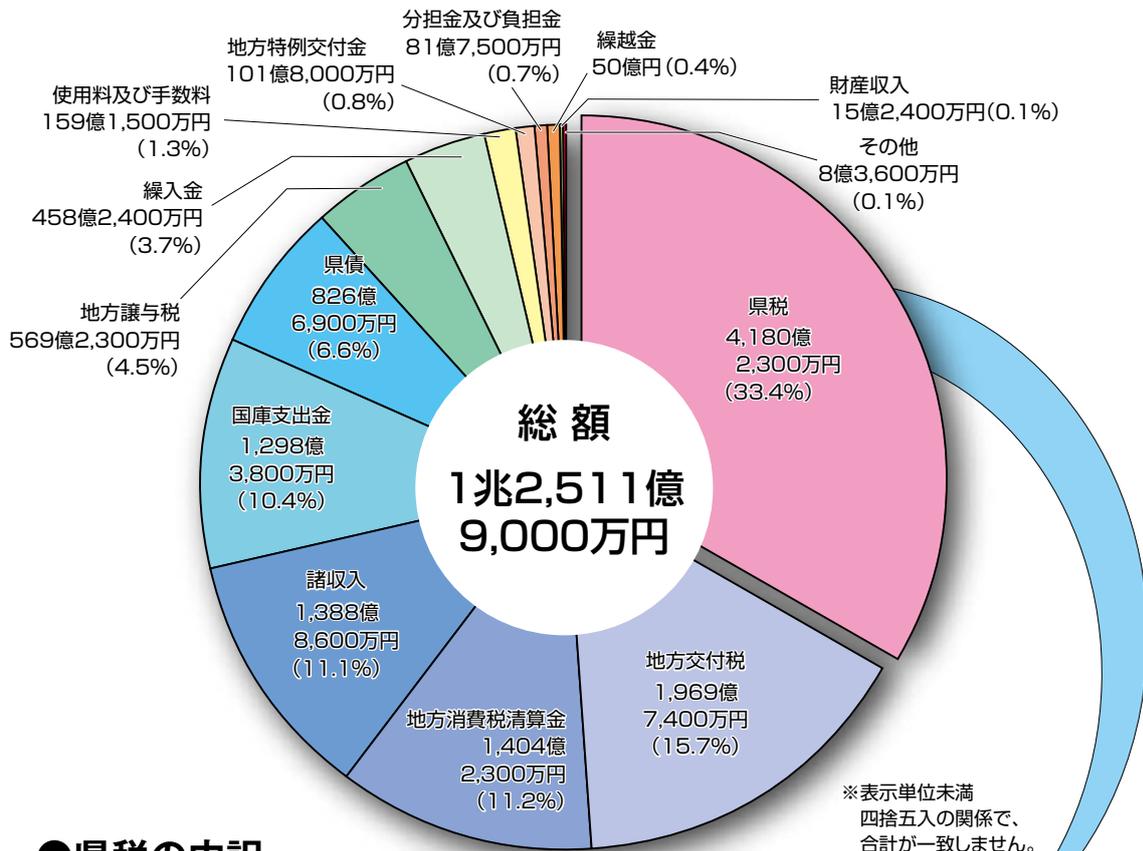
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県税全体	112	95	76	61	51	46	43	49	40	39
個人県民税(均等・所得割)	84	71	57	46	39	35	32	30	29	29
県賦課徴収分	28	24	19	15	12	11	11	19	11	10
自動車税(種別割)	18	14	11	9	6	6	5	4	4	3
その他	10	10	8	6	6	5	6	15	7	7

令和6年度当初予算

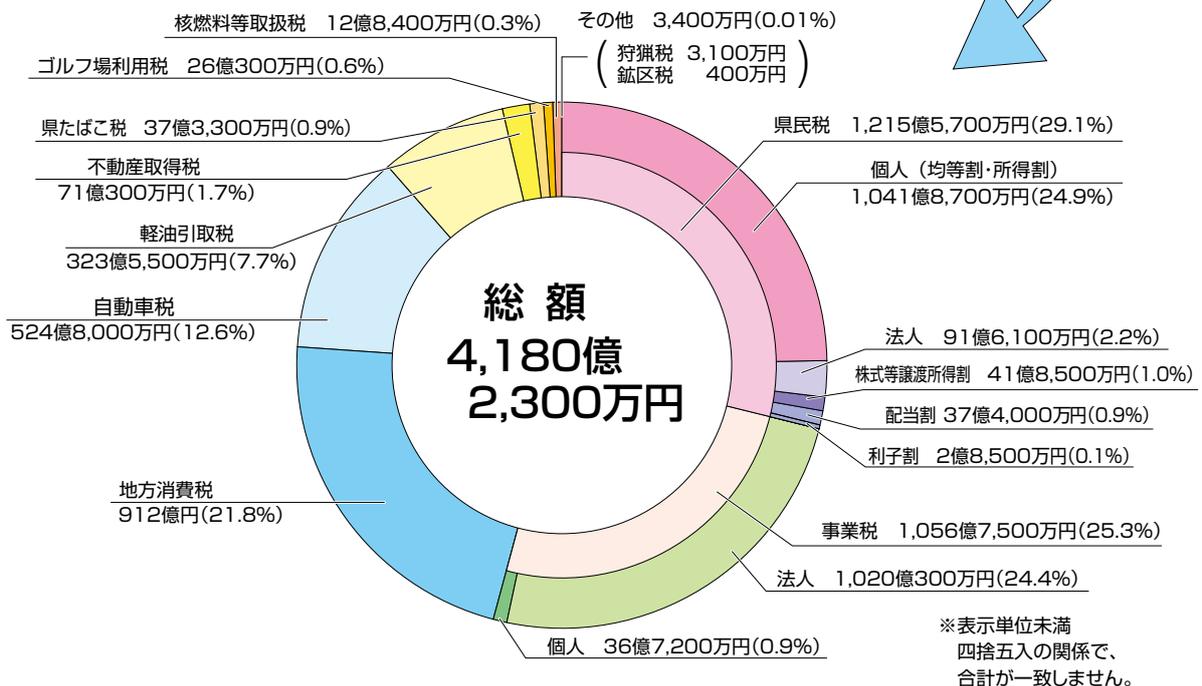
歳入予算

県の仕事に必要な財源は、県税、地方交付税、国庫支出金、県債などでまかなわれています。

令和6年度の茨城県の歳入予算額は、1兆2,511億9,000万円で、このうち県民のみなさまに納めていただく県税は、4,180億2,300万円となり、これは歳入全体の33.4%を占め、県の最も重要な財源となっています。

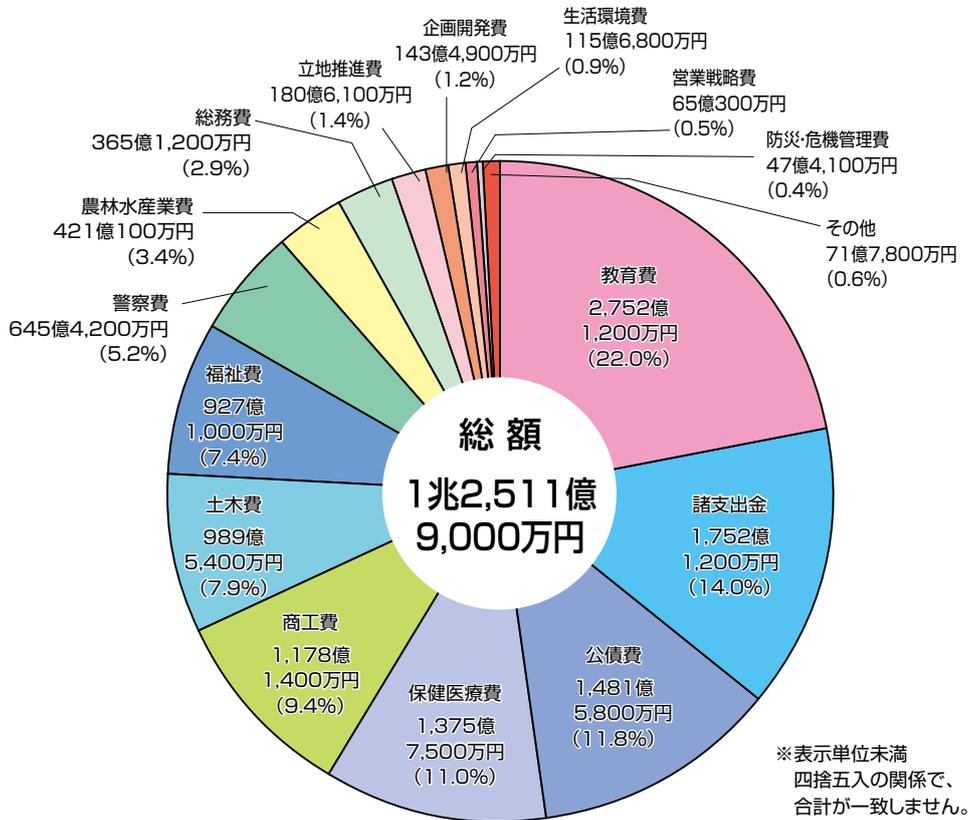


● 県税の内訳



歳出予算

県では、県民のみなさまの生活の向上と福祉の増進を図っていくため、さまざまな事業を行っています。



●県民1人当りに使われる金額 歳出予算を県民1人当りに換算すると…



茨城県の人口〔2,812,901人〕(令和6年4月1日現在)

税金の種類

1 茨城県の財政と県税

税金は、納め先によって「地方税（県税及び市町村税）」と「国税」に、納め方によって「直接税」と「間接税」に、使いみちによって「普通税」と「目的税」に分けられます。

地方税（地方公共団体に納める税金）

県税（県に納める税金） お問い合わせ先：最寄りの県税事務所（75 ページ参照）

直接税	県民税	個人（均等割・所得割）	県内に住所等のある個人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。）
		法人（均等割・法人税割）	県内に事務所等のある法人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。）
		利子割◆	金融機関から利子の支払いを受けるときにかかります。
		配当割◆	上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかります。
		株式等譲渡所得割◆	上場株式等の譲渡の対価の支払いを受けるときにかかります。
	事業税	個人	事業を営んでいる個人の所得にかかります。
		法人◆	事業を営んでいる法人の所得にかかります。
	不動産取得税	土地や家屋などの不動産を取得したときにかかります。	
	自動車税（種別割）	自動車の所有者にかかります。	
	自動車税（環境性能割）◆	自動車を取得したときにかかります。	
	鉱区税	鉱物を採掘する権利（鉱業権）を有する方にかかります。	
	県固定資産税	一定額を超える大規模の償却資産に対してにかかります。	
	核燃料等取扱税（法定外普通税）	原子炉を設置し、核燃料を入れたとき等にかかります。	
狩猟税●	狩猟者の登録を受けるときにかかります。		
間接税	地方消費税◆	消費税がかかる取引に対して、消費税と併せてかかります。	
	県たばこ税	卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。	
	ゴルフ場利用税◆	ゴルフ場を利用したときにかかります。	
	軽油引取税	軽油の引取りをしたときにかかります。	

※ 税目は、都道府県によって異なります。

市町村税（市町村に納める税金） お問い合わせ先：各市町村の税務担当課（73 ページ参照）

直接税	市町村税	個人（均等割・所得割）	市町村内に住所等のある個人にかかります。
		法人（均等割・法人税割）	市町村内に事務所等のある法人にかかります。
	固定資産税	土地、家屋、償却資産（事業に使う機械など）の所有者にかかります。	
	軽自動車税（種別割）	軽自動車やバイクなどの所有者にかかります。	
	軽自動車税（環境性能割）	軽自動車やバイクなどを取得したときにかかります。	
	鉱産税	採掘した鉱物の価格に応じてかかります。	
	特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有・取得したときにかかります。 （平成 15 年度以降課税停止）	
	事業所税●	指定都市などにおいて、一定規模以上の事業所などにかかります。 （茨城県内の市町村では課税していません）	
	都市計画税●	市街化区域及び条例で定める区域内の土地、家屋にかかります。	
間接税	市町村たばこ税	卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。	
	入湯税●	鉱泉浴場に入浴したときにかかります。	

※ 税目は、市町村によって異なります。

国税（国に納める税金）

📞 お問い合わせ先：最寄りの税務署（74ページ参照）

直接税	所得税 復興特別所得税	個人の1年間の所得に対してかかります。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
	相続税	財産を相続または遺贈により取得したときにかかります。
	贈与税	人から財産をもらったときにかかります。
	地方法人特別税 特別法人事業税	法人事業税の一部を分離して創設された税で、法人事業税の税額に対してかかります。
	地方法人税	法人住民税の一部を分離して創設された税で、法人税額に対してかかります。
	森林環境税	国内に住所がある個人に対してかかります。 お問い合わせ先：各市町村の税務担当課（73ページ参照）

間接税	消費税	商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります。
	酒税	清酒、ビール、ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。
	たばこ税◆ たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	揮発油税 地方揮発油税◆	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります。
	石油ガス税◆	自動車に石油ガスを入れたときにかかります。
	航空機燃料税●◆	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
	石油石炭税●	原油や石炭を採取場から出荷したときまたは輸入したときにかかります。
	自動車重量税◆	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
	関税	外国から輸入した貨物にかかります。
	とん税 特別とん税	外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
	印紙税	契約書、受取書などで税法に定められた文書にかかります。
	登録免許税	不動産、船舶、会社の登録などにかかります。
	国際観光旅客税●	船舶や航空機により日本から出国するときにかかります。
	電源開発促進税●	電力を供給する会社の供給量に応じてかかります。

直接税…税金を負担する人が、国や地方公共団体に直接納める税金

間接税…実質的に税金を負担する人と、それを納める人が異なる税金

普通税（●以外）…使いみちが特定されておらず、一般的な財源にあてられる税金

目的税（●）…使いみちが特定されている税金

◆…納められた税額の一部または全部が市町村に交付される税金